



平成 21 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 L E O C
代表者名 代表取締役社長 小野寺 裕司
(J A S D A Q ・ コード 2366)
問合せ先
役職・氏名執行役員 管理担当 中田 雅朗
電話番号 03 - 5774 - 7410

当社の完全子会社化等のための定款の一部変更
及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は平成 21 年 2 月 6 日付「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得並びに臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催日決定のお知らせ」(以下「平成 21 年 2 月 6 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、本日、当社の完全子会社化等のための定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時総会」といいます。)及び普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。また、同時に、資本金の額減少の件についても本臨時総会において付議し、承認可決されましたので、お知らせいたします。

なお、本定款一部変更等(下記において定義します。)の結果、当社株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成 21 年 3 月 11 日から平成 21 年 3 月 25 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 3 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

記

1 当社の完全子会社化等のための定款の一部変更等の内容

当社は、平成 21 年 2 月 6 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式(以下において定義します。)の全部取得(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)について必要なご承認を頂くため、本日、本臨時総会及び本種類株主総会を開催致しました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。

上記 による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設します。

会社法第 171 条並びに上記 及び による変更後の当社定款の定めに基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項を付した当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の株主（但し、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各全部取得条項付普通株主に対して、当該取得の対価として他の種類の当社株式を交付いたします。

2 当社定款の一部変更（本定款一部変更等 及び ）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等 及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時総会における第 2 号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等 及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時総会における第 3 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本臨時総会第 2 号議案の内容は、平成 21 年 2 月 6 日付当社プレスリリースの定款一部変更 1 に記載のとおりであり、第 3 号議案及び本種類株主総会議案の内容は、同プレスリリースの定款一部変更 2 に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本定款一部変更等 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成 21 年 4 月 1 日（水）に発生いたします。

3 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等 ）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等 ）は、本臨時総会における第 4 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 21 年 2 月 6 日付当社プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、会社法第 171 条並びに本定款一部変更等 及び本定款一部変更等 における変更後の定款の規定に基づき、当社が全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得の対価として、本定款一部変更等 により設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.00000289 株の割合をもって交付するものであります。この結果、株式会社小野寺事務所（以下「小野寺事務所」といいます。）以外の株主に対して当社が交付する A 種種類株式は 1 株未満の端数となる予定です。

(2) 本定款一部変更等 の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等 ）の効力は、本臨時総会における承認可

決による本定款一部変更等の効力発生を条件として、平成 21 年 4 月 1 日(水)(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

(3) A 種種類株式の 1 株に満たない端数の売却

全部取得条項付普通株主に対する当社 A 種種類株式の割当の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令の定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。但し、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を小野寺事務所に対して売却することを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に金 500 円(小野寺事務所が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の当社普通株式 1 株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4 本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)

本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)は、以下のとおりです。
なお、本定款一部変更等の結果、当社株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成 21 年 3 月 11 日から平成 21 年 3 月 25 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 3 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会	平成 21 年 3 月 10 日(火曜日)
定款一部変更 及び 1 にかかる定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 10 日(火曜日)
整理銘柄への指定	平成 21 年 3 月 11 日(水曜日)
普通株式の売買最終日	平成 21 年 3 月 25 日(水曜日)
普通株式の上場廃止日	平成 21 年 3 月 26 日(木曜日)
全部取得条項付普通株式取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 21 年 3 月 31 日(火曜日)
定款一部変更 2 にかかる定款変更の効力発生日	平成 21 年 4 月 1 日(水曜日)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 4 月 1 日(水曜日)

以上